

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金のご案内

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

【受付期間】 第2回：令和2年8月27日(月)～9月30日(水)



【実施期間】 令和2年5月14日(木)～令和2年12月31日(木)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。



経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！
(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)
※常時使用する従業員数が20人以下であること
※農業における確定申告を行っている農業者

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」

補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

ご注意

導入する機械について

トラクター・コンバイン・乾燥機・軽トラック等の一般的に単独作業と認識される機械についての単体申請は、感染対策の軽減に結びつきが難しいためお控え願います。(作業中において、感染を軽減させることが一般的に認識される機械との組み合わせは可能です。)

詳しくはJAにお問い合わせください。
(問合せ先)JAなす南 営農部営農指導課
電話：96 - 6170

